

2 登録・移転・取消し

(1) 登録

調査士となる資格を有する者が調査士になるには、調査士会を経由して調査士会連合会に備える調査士名簿に登録をしなければならない（法 8 条 1 項）。

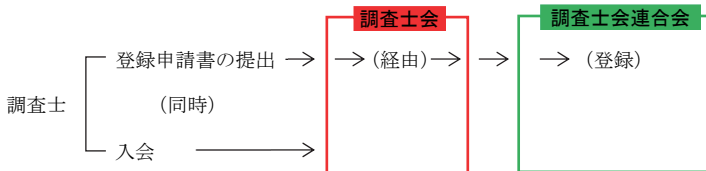
調査士となる資格を有しない者が、調査士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして調査士名簿に登録させたときは 1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金に処せられる罰則規定がある（法 69 条）。また、調査士でない者が、土地家屋調査士またはこれに紛らわしい名称を用いた場合は 100 万円以下の罰金に処せられる（法 74 条 1 号）。

ア 登録手続

調査士の登録を受けようとする者は、事務所を設けようとする地を管轄する法務局または地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会を経由して調査士会連合会に登録申請書を提出する（法 9 条 1 項）。登録申請書の様式は、登録事務をつかさどる調査士会連合会が定める（規則 15 条 1 項）。

調査士会連合会は、調査士の登録をしたときは、登録事項を当該調査士の事務所の所在地を管轄する法務局または地方法務局の長に通知しなければならない（規則 17 条 1 項）。

また、調査士となるためには、登録の申請と同時に、申請を経由すべき調査士会に入会する手続をし、入会しなければ調査士の業務をすることができない（法 52 条 1 項）。



イ 登録の拒否

調査士会連合会は、登録の申請者が調査士となる資格を有せず、または下に掲げる拒否事由に該当するときは、登録を拒否しなければならない（法 10 条 1 項）。

- ① 登録申請者が同時にすべき調査士会への入会の手続をとらないとき（法 10 条 1 項 1 号）

② 心身の故障により調査士の業務をおこなうことができないとき（法 10 条 1 項 2 号）

③ 調査士の信用または品位を害するおそれがあるとき、その他調査士の職責に照らし、調査士としての適格性を欠くとき（法 10 条 1 項 3 号）

②と③の拒否事由に該当することを理由に登録を拒否しようとする場合には、登録審査会の議決に基づかなければならない。この場合、あらかじめ申請者にその旨を通知し、相当の期間内に自らまたは代理人を通じて弁明の機会を付与しなければならない（法 10 条 2 項）。



調査士会への入会の手続きをとらないと登録できません。つまり、調査士会に所属していない調査士はいません。

ウ 審査請求

登録を拒否したときは、その旨および理由を当該申請者に書面で通知しなければならない（法 11 条）、登録の拒否に不服があるときは、法務大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる（法 12 条 1 項）。また、登録の申請の日から 3 月を経過しても当該申請に対して何らの処分がなされないときは、当該登録を拒否されたものとして、法務大臣に対して審査請求をすることができる（法 12 条 2 項）。

エ 登録の変更の届出

調査士は、調査士名簿に登録を受けた事項に変更が生じたときは、遅滞なく、所属する調査士会を経由して、調査士会連合会にその旨を届け出なければならない（法 14 条）。



行政区画名の変更など、調査士の意によらず登録事項に変更が生じた場合でも、変更の届出をしなければなりません。

なお、この登録の変更の届出は所属調査士会の変更を除く（法 14 条かつこ書）。

調査士会連合会は、調査士の登録事項を変更したときは、その旨を遅滞なく、当該調査士の事務所の所在地を管轄する法務局または地方法務局の長に通知しなければならない（規則 17 条 3 項）。

(2) 所属調査士会の変更

調査士は、他の法務局または地方法務局の管轄区域内に事務所を移転しようとするときは、調査士会連合会に対して申請をしなければならない。この申請は移転先の調査士会を経由してする（法 13 条 1 項）。